

## 利用者負担上限月額について

### 1 利用者負担上限月額とは

児童通所サービスを利用する場合、「サービス利用費の1割と食事等の実費」をご負担いただきます。

サービス利用費については利用日数に応じた額となりますが、保護者等の所得に応じて利用者負担上限月額(4,600円または37,200円)が設定されていますので、サービス利用費が利用者負担上限月額を超える場合は、世帯における負担月額は利用者負担上限月額(4,600円または37,200円)まで軽減されます。

利用者負担上限月額は受給者証にてご確認ください。

#### 世帯ごとの利用者負担上限月額表

所得区分	「世帯」の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	市民税課税世帯のうち一般1に該当しない場合	37,200円

#### 例)A君の利用日数が15日/月の場合の利用者負担額(「世帯」の収入状況別)

15日/月分のサービス利用料の総費用額が150,000円と仮定します。

その場合、通常の利用者負担額(1割負担)は15,000円となりますが、利用者負担上限月額の違いによって、以下の通り、請求額が異なります。

#### 【「世帯」の収入状況別の実際に請求される金額】

生活保護受給世帯、市民税非課税世帯:0円
市民税課税世帯（所得割28万円未満):4,600円
市民税課税世帯のうち上記に該当しない場合:15,000円

※ 利用者負担上限月額は、サービス利用開始時の市民税課税状況に応じ設定されており、有効期間は、受給者証の有効期間と同様となっています。

裏面もございますので、必ずご確認の程、よろしくお願いいたします。

## 2 事業所による利用者負担上限管理について

下記対象者にあてはまる場合は、「事業所による利用者負担上限管理」の対象となり、管理を実施する事業所を決める必要があります。

必ず、(3)のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### (1) 対象者

①または②に当てはまる対象者で世帯における利用者負担合計額が利用者負担上限月額(4,600円または37,200円)を超える者の場合

①世帯に児童通所サービス利用者が1名のみの場合

・同一月に複数の事業所を利用している

②世帯に児童通所サービス利用者が2名以上いる場合

・同一月に兄弟姉妹で別々の事業所を利用している

・同一月に兄弟姉妹で併せて3つ以上の事業所を利用している

### (2) 対象ではない場合について

・兄弟姉妹の利用がなく利用者負担上限月額が37,200円の世帯の場合

・同一月に兄弟姉妹で1つの事業所のみを利用している場合

・同一月に兄弟姉妹で別々の事業所を利用しているが利用者すべてが無償化対象児である場合

・同一月に兄弟姉妹で別々の事業所を利用しているが利用者に無償化対象児がおり、かつ他の兄弟姉妹の通所事業所が合計1箇所のみである場合

### (3) 手続き方法

① (1)で対象者に該当した月の月末までに、上限管理の依頼を行い、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」に必要事項を記入してください。

兄弟間上限管理の有無、開始月等についてもご確認ください。

※ 上限管理事業所は原則契約日数が多い事業所が望ましいです。

② 児童通所サービス受給者証を添えて、障害福祉課へご持参またはご郵送にてご提出ください。

【問い合わせ先】 明石市役所 障害福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-1344 FAX 078-918-5244
--